

信頼される教師になるために<sup>†</sup>  
—「とちぎの教育未来塾」における講演より—

瓦井 千尋\*  
宇都宮大学教職センター\*

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第4号 別刷

2018年2月28日



# 信頼される教師になるために<sup>†</sup> —「とちぎの教育未来塾」<sup>(1)</sup>における講演より—

瓦井 千尋\*

宇都宮大学教職センター\*

This is a practical report which summarizes the lecture that I gave entitled "To Be a Trusted Teacher" at the School for Future Education in Tochigi on February 4, 2017, under the auspices of the Tochigi Prefectural Education Center. By looking at examples of deplorable incidents committed by teachers, this report considers what it means to be "a trusted teacher" by examining responsibilities that teachers need to take as local government workers in education, their influences on others concerned, hopes and desires by those who are involved in school education, and the excuses given by those teachers who committed such incidents, along with the anguish they suffered.

キーワード：信頼される教師、教育公務員、教員の不祥事、問われる責任・及ぼす影響

## 1. はじめに

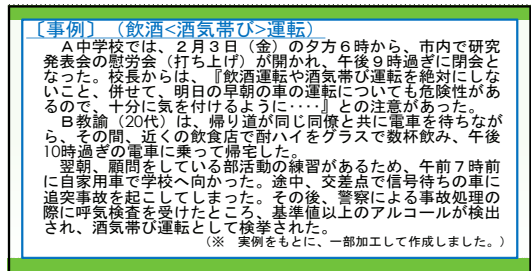
「教育は人なり」、「信なくんば立たず」の言葉が示すように、学校教育の成否は、教員の資質能力はもとより、教員と児童生徒・保護者との信頼関係に依拠するところが極めて大きい。にもかかわらず、全国的にもその根幹を揺るがすような教員の不祥事が後を絶たない状況にある。<sup>(2)</sup>

こうした現状を踏まえ、「とちぎの教育未来塾」において、「信頼される教師」を主眼に置いた講演を行った。以下、講演の流れに沿って概説をする。なお、本文中の「教職員」「教員」「教諭」等の語句については、特に使い分けをしたものではないことをお断りしておく。

## 2. 教職員の不祥事の事例から考える

本事例<sup>(3)</sup>は、多くの学校で一般的に行われている教職員相互の慰労と親睦を兼ねた懇親会にまつわる出来事である。

講演の冒頭、図-1に示した本事例の状況を受講



〔図-1 教職員の不祥事例（飲酒<酒気帯び>運転）〕

者にしつかりと把握させるため、講師である筆者が適宜補足説明を加えながら全文を読み上げた。

その一例として、アルコールの摂取量とアルコールが分解される時間との関係について、公益社団法人アルコール健康医学協会（以下、アルコール協会）の見解<sup>(4)</sup>を基に、缶ビール（500ml）の現物を使いながら具体的な説明を行った。また、呼気検査に伴うアルコール濃度については、道路交通法の関係条文等を参考にした。本事例では、B教諭は午後9時過ぎ迄に及んだ一次会に続き、午後10時頃迄、酎ハイをグラスで数杯飲んでいる。仮に、午後10時に飲むのを止め、翌朝7時に車を乗り出すとすると、その間およそ9時間である。前出のアルコール協会の見解<sup>(5)</sup>からアルコールの摂取量と分解時間との関係をみると、個人差やその時の体調にもよるが、500ml（5%）の缶ビール1本では、分解までに約3～4時間位かかるという。したがって、500ml缶を3缶飲めば、アルコールが抜けるまで9～12時間か

<sup>†</sup> Chihiro KAWARAI\*: To be a Trusted Teacher : A Lecture Given at the School for Future Education in Tochigi

KeyWords: trusted teachers, local government workers in education, deplorable incidents committed by teachers, responsibility that need to be taken and influences on others

\* Center for Teacher Education, Utsunomiya University

(連絡先: kawarai@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

かる計算になる。酎ハイもほぼ同じようだとされているので、どちらの場合であってもかなりの時間、アルコールが体内に残っていたことになる。

また、呼気検査が行われた場合、アルコール濃度が0.15mg/ℓ以上あると酒気帯び運転で摘発される。同アルコール協会<sup>(6)</sup>によると350mlの缶ビール1本で、約0.15mg/ℓが計測されるという。したがって、B教諭の場合、体内にまだ多くのアルコール成分が残っていたことになる。

このようにして、全体の状況が把握できた段階で、図-2の設問に入っていた。

<p>Q 1. この事例の問題点はどこにあると思いますか？</p> <p>Q 2. この場合、B教諭にはどのような責任が問われますか？</p> <p>Q 3. 学校のスークホルダーはどんな思いや考えを持つでしょうか？</p> <p>Q 4. このようなことを防ぐために学校としてどのような取組みが必要でしょうか？</p> <p>Q 5. あなた自身は、どのようなことを心がけて日頃の勤務に当たろうと考えますか？</p>
---

〔図-2 「<sup>ひとごと</sup>他人事で終わらせないための設問

(1) この事例の問題点はどこにあると思いますか？

最初の設問では、登場人物にスポットを当て、まず管理職である校長の指導監督の適正さ、次にB教諭の判断と行為、そして会合に参加した同僚教職員の危機意識等のそれぞれに着目させた。

結果的には、校長の指導監督も徹底されず、危機的状況に陥らないための同僚の声かけなどもなされなかったが、やはり、翌朝、車を運転することが分かっていたB教諭自身の判断と行為に最大の問題があったと言う認識で一致した。

(2) この場合、B教諭にはどのような責任が問われますか？（図-3参照）

次の設問を受けて、改めてB教諭に関する状況を確認してみると、一つは、信号待ちの車に追突してしまったこと、もう一つは、呼気検査の結果、酒気帯び運転として検挙されたこと。これら二つが紛れもない事実である。その上で、追突による相手の車への損傷、状況によっては運転手や同乗者などへのダメージなど、こうした状況を総合的にとらえて、どういった責任がB教諭に問われることになるのか、とすることになる。追突して相手の車に損傷を与えた場合、通常は保険の対象となる修理費が挙げられる。また、怪我人等がいた場合、治療費や通院のための交通費、慰謝料、労災保険で言うところの休業補償等の損失利益の保障などが想定される。

こうした一連の保障は、事故を惹き起こした加害者側の不法行為による損害賠償という形で責任を取ることが民法709条で規定されている。これを民事上の責任という。

さらに、今回の事例は「酒気帯び運転」ということなので、道路交通法（第65条、第117条の2等）違反に該当する。仮に、人身事故になった場合は、刑法上の犯罪として、自動車運転過失致死傷や飲酒運転等悪質・危険な運転で人を死傷させた場合は危険運転致死傷等に問われることがある。飲酒運転は過失ではなく故意に犯罪を犯したことになる。このように、交通事故を起こした加害者が犯罪を犯したとして懲役刑や禁固刑、罰金刑などに処されることにもなる。これを刑事上の責任という。

余談だが、日常の学校生活において、教員が児童生徒に対し平手で叩いたり、拳で殴ったりして怪我をさせたりした場合、傷害罪や暴行罪に問われることもある。体罰も刑事上の責任に及ぶことがあるということだ。このほか、わいせつや淫行の場合は、刑法の他に児童福祉法や青少年健全育成条例等違反で犯罪行為として処罰されることになる。

そして、さらに、行政上の責任というのがある。例えば、今回の事例のような交通違反事故等の場合に、公安委員会から免許停止や免許取消などの処分を受けることがある。

B教諭が公立学校の教員の場合には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務や信用失墜行為の禁止が地方公務員法（第32、第33条）でそれぞれ規定されている。これに違反すると懲戒処分（同法第29条）を受けることになる。これらを行政上の責任という。なお、一般の教員（部下職員）が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたと判断される場合には、校長にも処分が及ぶことになる場合が多い。

問われる責任	及ぼす影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>●民事上の責任（おもに民法）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法行為による損害賠償等</li> </ul> </li> <li>●刑事上の責任（刑法ほか）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法、道路交通法、児童福祉法等</li> </ul> </li> <li>●行政上の責任（地方公務員法ほか）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務義務違反、非遵行為等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的影響           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育や教職員全体への不信任</li> <li>・教育の円滑な実施に支障を来たす</li> <li>・同僚、家族、親戚等にも影響が出る</li> </ul> </li> <li>●給与等への影響           <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与と退職金の不支給 / 返納（免職）</li> <li>・給与及び退職手当の減額（懲戒処分）</li> </ul> </li> </ul>

〔図-3 「不祥事で問われる責任と及ぼす影響」〕

本事例では、物損事故か人身事故かまでは不明だが、酒気帯び運転として検挙されたことで、B教諭

が仮に栃木県の公立学校教員であるならば、「栃木県教職員懲戒処分基準」<sup>(7)</sup>に照らして処分がなされることとなり、「停職」相当と言うことになる。(3) この結果から、どのような影響を及ぼすことになるか？(図-3参照)

教員が不祥事を起こした場合、本人の責任が問われるだけでは済まない。例えば、教員が飲酒運転で検挙されマスコミ沙汰になったりすると、『また、学校の先生が飲酒運転で警察に捕まったよ』『この前も学校の先生が問題起こしたって聞いたぜ』などと、“人の口には戸が立てられない”状態になる。さらには、保護者や子供たちの側から『先生を代えて欲しい』『あの先生の授業は受けたくない』といったようなクレームが突きつけられる。

このように、教員が不祥事を起こすと、学校教育そのものや教員全体に対する不信感が高まり、これまで培われてきた信頼関係が一挙に崩壊してしまう。こうなると円滑な教育活動の実施は困難になる。

さらには、不祥事を起こした教員の家族や親戚あるいは同僚等にも少なからず影響を及ぼすことになる。周囲からのバッシングや尾ひれの付いた噂話が広がり、現住所に居たたまれず、家族で見知らぬ土地に引っ越ししたり、子供も転校を余儀なくされたという実話もある。これらは社会的影響と言われる。

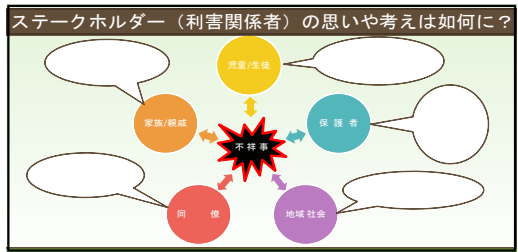
だが、不祥事が及ぼす影響は、この社会的な側面だけではない。生活と直結する給与面にも現れてくる。例えば、先ほどの懲戒処分で最も重い免職になると、基本的には退職金は支給されないし、支給された後になって返納を求められることもある。停職の場合は、その期間中、仕事ができないため給与は支給されない。また、免職や停職にまで至らない減給の場合は、指定された期間、月々の給与が一定の割合で減額される。

こうした処分を受けると、当然のことながら収入は減少する。免職を除き、それ以降は同級生とも支給される金額に差がつくことにもなるし、長い目で見ると退職手当にも開きが出てくることになる。

(4) 学校のステークホルダーはどんな思いや考えを持つでしょうか？

では、教員が不祥事を起こした場合、学校の利害関係者(ステークホルダー)はそれぞれどういった思いや考えを持つか、図-4の吹き出しを使って書かせてみると以下のような記述が見える。

まず、児童生徒からは、「えっ!あの先生が…信じられない。」「うそーっ。どうして〜。」「どうすんだよ、



【図-4 「ステークホルダーの思いや考え」】

明日からの部活は……。」等の驚きや不安、先行きのことを心配する声や拳がる一方、当該教員と児童生徒との日ごろの人間関係の在り方によっては、非難的な声の方が占める場合もある。同じように保護者からも、「やだー。うちの子の担任の先生だわ。どうしましょう…。」「おい!○○○(子供の名前)、おまえの先生、捕まったって新聞に出ているぞー。どうなるのかなあ?学校」「担任代えてもらわなきゃ。今日、学校へ行って校長先生に頼んでみるわ。」等々。そして、地域社会からも、「地元の学校でこんなことが起きるんだ、恥ずかしいな。」「酒気帯び(飲酒)運転すると学校の先生はマスコミで大きく取り上げられて気の毒だなあ」「家族も大変だろうなあ」「先生以前に社会人としての常識を身に付けてほしいね。」等々。

さらに、同僚からは、「何てことしてくれたんだよ。」「苦情対応大変だなあ。」「くじけないで立ち直って欲しい。」等々。最後に、家族・親戚からは、「近所に顔向けできない。」「つらいけれど立ち直って、家族のために仕事を続けてもらいたい。」等々。

#### (5) 不祥事を起こした教職員の弁解

種別	弁解の一例
1. わいせつ・セクハラ	・教員としてやってはいけないことをやりました。もう先生はできない。 ・生徒の心に深い傷を負わせてしまった。悔やんでも悔やみきれない。
2. 体罰	・体罰が禁止されていることは知っていたが、状況によってはやむを得ないという認識があった。 ・「これくらいなら大丈夫」という甘い考えや、「生徒のため」という考えもあって叩いてしまった。
3. 飲酒(酒気帯び)運転	・酒は弱くないし、少しの量なら大丈夫だと思った。・飲酒後、一眠りしたので大丈夫と思った。・自宅が近いので、つい運転してしまいました。
4. 個人情報の漏えい	・自分個人のUSBメモリなので、「個人情報の持ち出し」という意識がなかった。 ・「車上荒らし」は知っていたが、まさか自分が違うとは思わなかった。 ・パスワードのかけ方が分からないままにしておいてしまった。
5. 公金・会計等の不正処理	・生徒から部活動費を集めることを上司に報告せず独断で行っていた。 ・出納簿もつけず、領収書も発行せずに社庫な会計処理を続けてきた。

【図-5 「不祥事を起こした教職員の弁解」】

他方、不祥事を起こした側の反省の弁はどうか。図-5は、わいせつ・セクハラから公金・会計等の不正処理で懲戒処分を受けた教員の弁解<sup>(8)</sup>を略記したものである。会場の受講者に、これらの弁解を読んで、「同情の余地がある」とか「仕方ない面もある」と感じたかどうか尋ねたところ、同調的な考えを示す受講者は誰一人として居なかった。むしろ、

「見つからなければ、大丈夫だろう」「少しくらいなら…」という意識が働いたり、「教師という立場を利用した」身勝手な行動が事を大きくしていると指摘した受講者が多かったようだ。

全ての教員が「当たり前のことを当たり前、きちんとやっていさえすればこんなことは起こらない。」はずなのだが……。

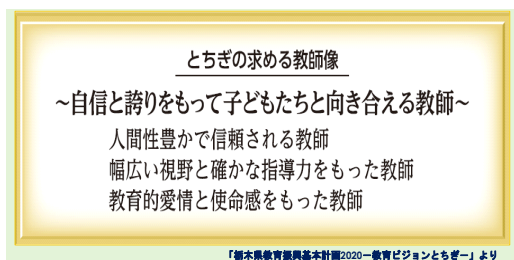
#### (6) 不祥事撲滅のための学校としての取組み

そこで、「こうした不祥事を起こさない、起こさせないために学校ではどういった取組みが必要か。」について協議し、集約した提言を以下に示す。

- スクール・コンプライアンスに関する校内研修を全教職員で企画し実施する。
- 行動規範やサービスに関するチェックシートを用いた点検を全教職員で定期的実施する。
- 日頃から、教職員間で「ヒヤリ・ハット」の経験談を共有化し、声かけ等による意識化を図る。
- 教職員相互の健康管理やストレスチェック、一人で抱え込みがちな教職員の把握等に努める。

#### 3. おわりに

これまで教員の不祥事を事例に、「信頼される教師になるために」を考察してきた。では、不祥事を起こしさえしなければ、果たして信頼される教師になれるのだろうか。



【図-6 「とちぎの求める教師像」】

そこで、「受講者自身が教師としてどのようなことを心がけて日頃の勤務に当たろうと考えるか」ということを研修のまとめとして追求させた。その際、図-6の「とちぎの求める教師像」<sup>(9)</sup>に掲げられた三つの指標「人間性豊かで信頼される教師」、「幅広い視野と確かな指導力をもった教師」、「教育的愛情と使命感を持った教師」とは、それぞれどのような教師像を指すのかということについて、協議させつつ自分なりの教師像を描かせた。(紙幅の関係で略)

#### 【受講者の感想】

最後に、研修後の「研修評価・振り返りシート」から抜粋した受講者の声を記す。(受講者数:228名)

- 教師の不祥事が、子供たちや社会に及ぼす影響は計り知れないということを改めて認識した。胸を張って子供たちと向き合えるよう、普段から信頼されるような行動を心がけたいと思う。(現職)
- 不祥事を起こさないことはもちろんだが、「信頼される教師」になるために、常に子供のことを考え、行動できる教師を目指したい。(現職)
- 教員としてだけでなく、一人の人間として生徒と向き合えるように、高い規範意識をもち、良い手本になりたい。(現職)
- 一人の軽率な行動が本人だけでなく、他の教員や子供、家庭、地域等様々なところに影響を及ぼすと改めて分かった。子供の手本となるように行動し、子供の良さを認め、より良い関係を築いていける教師になりたい。(学生)

#### 【謝辞】

本学国際学部教授湯澤伸夫先生、同じく基盤教育センター准教授Byron Benner先生には、公私ともに御多用のところ、Abstract他の翻訳を快くお引き受けくださり誠にありがとうございました。ここに深く感謝申し上げます。

#### 【引用・参考文献】

- (1) 「とちぎの教育未来塾」は、筆者が栃木県総合教育センター所長在任中（平成22年10月）、当時の須藤稔県教育長の肝煎りで開設された、現職の若い教員と本県の公立学校の教員を目指す学生等が共に学びあう実践的な教師養成塾である。今年で8期目。
- (2) 「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」（文科省HP）によれば、平成27年度に懲戒処分又は訓告等を受けた教育職員は、全国で6,320人（うち、懲戒処分は943人）に上っている。
- (3) 図-1及び2を作成するに当たり、国立大学法人宮城教育大学編集・発行の「スクールコンプライアンスについて学ぼう」（H27.3）を参考にした。
- (4) ～(6) 「お酒と健康 飲酒の基礎知識／飲酒運転防止」（公益社団法人アルコール健康医学協会HP）
- (7) 「栃木県教職員懲戒処分の基準」（平成16年6月15日、栃木県教育委員会）
- (8) 図-5は、かつて筆者が業務として携わった事案から、個人情報等に配慮して記載した事例である。なお、前出、図-1の事例も同様である。
- (9) 「栃木県教育振興基本計画2020-教育ビジョンとちぎ-」（平成28年2月、栃木県教育委員会）42頁  
平成29年10月25日 受理



# To be a Trusted Teacher : A Lecture Given at the School for Future Education in Tochigi

Chihiro KAWARAI\*

\* Center for Teacher Education, Utsunomiya University